

公民連携 船岡山公園利活用トライアル事業公募に係る質問への回答について

NO	質問内容	回答
1	参考資料1 P3 平面図に記載にある、テラス及びテラスに繋がる階段やアプローチは、旧公園管理事務所棟か屋外土地のいずれに含まれるでしょうか。	テラス及びテラスに繋がる階段は旧管理事務所棟に含みます。同図面に記載のない、旧管理事務所棟玄関に繋がるアプローチは屋外土地に含みます。 なお、アプローチは、物品の設置等、占用する場合は使用料を負担いただきますが、通行のみに使用する等、占有しない場合は使用料不要です。
2	現状のインフラの状況を教えてください。	<p><令和3年10月1日 現在の状況></p> <p>1 電気 (1) 電灯用電力：使用可能 (2) 動力用電力：以前はエアコン用に使用していたが、現在はメーターと引込線を電力会社において撤去している状態。 使用する場合は、建物側の電気使用機器の容量を調査のうえ、電力会社への申請及び工事が必要</p> <p>2 上水道 開栓済。使用可能</p> <p>3 ガス 開栓済。ガス漏れなく、使用可能。浴室の給湯ボイラーは故障中。 給湯室の瞬間湯沸かし器は動作確認済</p> <p>4 下水道 トイレ・建物内水栓を5分程度流したが、詰まりは見られなかった。</p>
3	エアコンを設置した場合の電気代に関しては、どのような負担区分になるのでしょうか。	電気使用料は全て本市が負担します。 ただし、メーター交換や引込線の交換、動力用電力の引込み等に係る初期費用は試行的利用者に負担いただきます。（募集要項13(4)）
4	旧管理事務所棟内の壁の塗装は可能でしょうか。 また、そうした場合の原状回復はどこまで行えばいいのでしょうか。	塗装可能・原状回復不要と想定していますが、選定後に協議を行い、協定書締結、管理許可のうえで、可否について確定します。 なお、外観に影響を及ぼす場合は、京都市屋外広告物等に関する条例をはじめ、文化財保護法等への法適合が必要です。
5	試行的利用前に、建物内の清掃や建物外の除草はしてもらえますか。	管理許可までに、本市において建物内清掃及び旧公園管理事務所棟西側エリアの雑草の除草に取り組みます。ただし、いずれもできる限りの範囲になるため、予め御了承ください。